ASBJ

第 494 回企業会計基準委員会

資料番号　審議事項(4)-3

日付　2023 年 1 月 17 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に対する予想信用損失の適用

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 491 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 21 日開催）及び第 190 回金融商品専門委員会（2022 年 11 月 2 日開催）（以下「第 491 回企業会計基準委員会等」という。）の「IFRS 第 9 号『金融商品』における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲の整理」においてお示ししたステップ 3 で検討する論点のうち、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について ASBJ 事務局の分析をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

　なお、ステップ 3 は「ステップ 2 の予想信用損失モデルを選択した銀行等金融機関」に焦点を当てて検討を行うこととしているため、一般事業会社についてはステップ 5 で改めて検討する。また、金融機関における取扱いを含め、議論の展開次第でステップ 4 において別途検討を行う。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 491 回企業会計基準委員会等では、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲を確認し、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券については、IFRS 第 9 号では減損の一般的なアプローチ[1]が適用される一方、日本基準では著しい時価の下落が生じた場合に減損処理を行うという差異があり、ステップ 3 で検討する論点の一つとしていた。

3. また、第 491 回企業会計基準委員会等では、これらの債券を ECL モデルの適用対象に含めるか否かに関して次のような意見が聞かれた。

[1] 金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には金融商品の全期間の予想信用損失を損失評価引当金として認識し、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には 12 か月の予想信用損失を損失評価引当金として認識するアプローチ。

- 国債等の債券はマーケットへの影響が非常に大きいことが考えられるため、ステップ3で取り扱う場合にはマーケットに対する影響の考慮と本プロジェクトに求められるスピード感とのバランスを取った検討が必要である。
- ステップ3において取り扱う債券については、金融機関では保有額が大きく経営に与える影響も大きいため、慎重な審議が必要である。

4. 次項以降では、関連する定めを確認の上、ASBJ 事務局の分析及び提案を示している。

III. 会計基準の定めの確認

IFRS 第9号における定め

（分類及び測定）

5. IFRS 第9号は、「契約上のキャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるか」（以下「SPPI 要件」という。）及び「金融資産の管理に関する企業の事業モデル」に基づき、金融商品を以下に分類することを要求している（IFRS 第9号第4.1.1項から第4.1.4項）。債券については、このうち(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当すると考えられる。

(1) 償却原価で測定する負債性金融商品（以下「AC で測定する負債性金融商品」という。）

(2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品（以下「FVOCI で測定する負債性金融商品」という。）

(3) 純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品（以下「FVPL で測定する負債性金融商品」という。）

(4) 純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ及び資本性金融商品

(5) その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものと指定される資本性金融商品

6. また、仕組債など、金融資産が主契約である組込デリバティブは、主契約とデリバティブを分離せず、当該金融資産全体で分類を行うこととされている（IFRS 第9号第4.3.2項）。

（減損）

7. IFRS 第 9 号では、すべての金融商品に同じ減損モデルを適用することとされており、AC で測定する負債性金融商品や FVOCI で測定する負債性金融商品に分類された債券については、一般的なアプローチで予想信用損失を測定する対象となっている（IFRS 第 9 号第 5.5.1 項から第 5.5.3 項）。

8. ここで、FVOCI で測定する負債性金融商品に分類される金融資産は、ECL モデルに基づく減損利得又は減損損失を純損益に認識し、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除いた公正価値の変動は、その他の包括利益に認識しなければならない（IFRS 第 9 号第 5.7.10 項）。

9. また、ECL モデルの適用において、企業は当該金融商品が報告日現在で信用リスクが低いと判断される場合には、信用リスクが当初認識以降に著しく増大（以下「SICR」という。）していないと推定することができる（IFRS 第 9 号第 5.5.10 項）が、信用リスクが低いか否かの判断にあたっては、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的な内部信用格付け又は他の方法論を使用することができるとされており、「投資適格」はその可能性のある一例であるとされている（IFRS 第 9 号 B5.5.23 項）。

日本基準における定め

（保有目的とその会計処理）

10. 有価証券は、保有目的に沿って売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式及びその他有価証券に分類される。また、これらの保有目的のうち、債券が一般的に該当すると考えられる保有目的の貸借対照表価額及び評価損益の取扱いは企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）では、次のとおり定めている（金融商品会計基準第 14 項から第 18 項）。

(1) 売買目的有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価損益は損益として処理する。

(2) 満期保有目的の債券は、取得価額をもって貸借対照表計上額とする。ただし、取得価額と債券金額に差額がある場合かつ、その差額の性格が金利の調整と認められる場合には、償却原価に基づき算定し、貸借対照表価額とする。

なお、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関

する実務指針」（以下「金融商品実務指針」[2]という。）では、償却原価法について利息法と定額法の二つの方法が認められている。

(3) その他有価証券については、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、すべて純資産の部に計上する方法（全部純資産直入法）か、又は評価益のみ純資産に計上し、評価損は当期の損益として処理する方法（部分純資産直入法）のいずれかを適用する。

以下においては、実務で多く採用されている全部純資産直入法を採用していることを前提として検討を行う。

11. 組込デリバティブについて、企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（以下「その他の複合金融商品適用指針」という。）では、一定の要件[3]を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債と区分して時価評価し、評価差額は当期の損益として処理するとしている（その他の複合金融商品適用指針第 3 項）。ただし、区分処理を行うべき複合金融商品について、当該複合金融商品の時価は測定できるが、組込デリバティブを合理的に区分して測定することができない場合には、当該複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当期の損益として処理するとしている（その他の複合金融商品適用指針第 9 項）。

また、要件を一部満たしていない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分して管理している場合には、区分処理することができるとしている（その他の複合金融商品適用指針第 4 項）。

（減損）

12. 満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについては、時価が著しく下落したときに、回復する見込があると認められる場合を除き、減損処理を行うとしている（金融商品会

---

[2] 以降では金融商品会計基準と合わせて「金融商品会計基準等」という。

[3] その他の複合金融商品適用指針第 3 項(1)から(3)において次のとおり定めている。
複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、次のすべての要件を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理する。なお、組込デリバティブの対象である現物の金融資産又は金融負債は、金融商品会計基準に従って処理する。［設例 1］
(1) 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること
(2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと
(3) 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと

計基準第 20 項)。金融商品実務指針では「著しく下落した」については必ずしも数値化できないとしつつ、次のとおり定量的な目線を示している（金融商品実務指針第 91 項及び第 284 項)。

(1) 時価の下落率がおおむね 30%未満の場合は一般的には「著しく下落した」に該当しないものと考えられる。

(2) 時価の下落率がおおむね 30%から 50%の場合は、時価の回復可能性を考慮し減損処理の要否を決定する。

　債券の回復可能性については、下落の原因により判定することとし、単に市場金利の上昇に起因し、保有期間中いずれ時価の下落が解消する見込みがある場合には回復可能性があると認め、他方、信用リスクの増大に起因する場合には、十分な根拠に基づいて反証ができる場合を除き、回復可能性はないと判断する。

(3) 時価の下落率が 50%程度以上の場合は、合理的な反証がない限り、減損処理を行わなければならない。

IV. ASBJ 事務局の分析

13. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に対する減損モデルの適用に関して、次項以降では、以下の観点から検討を行う。

(1) 国際的な説明可能性

(2) 金融商品に分類に関する現行の金融商品会計基準等における枠組みと IFRS 第 9 号の減損モデルとの整合性

(3) 減損モデルの適用範囲

(4) 実務上の困難さ

（国際的な説明可能性）

14. 債券の減損に関して、IFRS 第 9 号と日本基準の減損モデルを比較した場合、以下の発想の違いが存在している。

(1) IFRS 第 9 号は、貸付金（債権）と同一の ECL モデルを採用しており、将来予測情報を考慮した上で早期に損失を認識する。一方、信用リスクが減少した等の

場合、見積りによっては減損利得として戻入益が発生する(IFRS 第 9 号第 5.5.8 項)。

(2) 日本基準において国債や社債等の債券は有価証券の 1 つとして扱われており、保有目的を決定した上で本資料第 12 項のとおり、貸倒引当金ではなく、「著しい」時価の下落が起きた場合に減損処理を行うモデルとしている。また、減損処理を行った債券について、減損の戻入れは発生しない。

15. IFRS 第 9 号の減損モデルは信用リスクの増大に着目してより早期に予想信用損失を認識するものである。金融資産の減損に関する会計基準の開発に着手することが了承された第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）では、「金融危機で顕在化した信用損失の Too Little, Too Late 問題へ対応するために、国際的に予想信用損失モデルが導入されおり、国際的な整合性を図る観点から、「金融資産の減損」について開発に着手する意義は高いと考えられる」ことが開発に着手する理由として挙げられていた。また、IFRS 第 9 号では債券について貸付金と同一の減損モデルが採用されている。これらの観点から、債券についてもより早期に予想信用損失を認識する貸付金と同一の減損モデルに変更することが考えられる。

16. さらに、ステップ 2 においては「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す」ことを目的として、会計基準の開発を進めており、この目的はステップ 3 においても同じと考えられる。

17. ここで債券について IFRS 第 9 号の減損モデルを採用しない場合、「国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」を目指すというステップ 2（及びステップ 3）の目的が達成されず、国際的な説明が困難になる可能性がある。この観点から、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関しても IFRS 第 9 号の減損モデルを取り入れることが考えられるがどうか。

（金融商品の分類に関する現行の金融商品会計基準等における枠組みと IFRS 第 9 号の減損モデルとの整合性）

18. 第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）及び第 192 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 21 日開催）において「金融商品の分類に関する論点への対応」について審議を行った際、金融商品の分類については、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における枠組みを維持する案をベースとして審議を進めることについて異論は聞かれなかった。

19. 金融商品の分類について IFRS 第 9 号の枠組みを採用した場合には金融商品の分類及び測定の定めと減損の定めとの間で矛盾は生じないと考えられる。一方、現行の金融商品会計基準等における枠組みを維持することを前提とした場合、IFRS 第 9 号の減損モデルが前提としている金融商品の分類及び測定が異なることから、分類及び測定の定めと減損に関する定めとの間で不整合が生じる可能性がある。

20. そのため、以下においては、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に関して IFRS 第 9 号の減損モデルを適用した場合に不整合が生じないか、金融商品の分類ごとに検討を行う。

満期保有目的の債券

21. 満期保有目的の債券については、満期保有目的の債券は約定利息及び元本の受取りを目的としており、満期までの間の金利変動による価格変動のリスクを認める必要はないとしている（金融商品会計基準第 71 項）。この場合におけるリスクは、約定利息及び元本の受取りまでの間の信用リスクのみとなる。そのため、満期保有目的の債券について、IFRS 第 9 号の減損モデルを適用して信用リスクの増大に着目して減損処理を行うことに不整合は生じないと考えられる。

その他有価証券に分類される債券

22. その他有価証券は、子会社株式及び関連会社株式のような明確な性格を保持しておらず、また売買目的や満期保有目的といった保有目的も明確に認められず（金融商品会計基準第 75 項）、長期的には売却することが想定される有価証券が含まれる（金融商品実務指針第 72 項）とされている。

23. その他有価証券の性格が前項のとおりとした場合、約定利息及び元本の受取りのみを目的としている満期保有目的の債券と異なり売却する可能性があることから、時価に反映されている信用リスク以外のリスクを考慮しなくてよいかが課題となる。ここで債券に係る信用リスク以外のリスクとしては、デリバティブが組み込まれていることにより生じるリスクや市場金利の変動による市場リスクが考えられる。

24. まず、その他有価証券に含まれる債券についてデリバティブが組み込まれている場合、デリバティブが組み込まれていることにより生じるリスクについては、日本基準では組込デリバティブの区分処理によりデリバティブ部分については時価評価される。そのため、デリバティブが組み込まれていることにより生じるリスクについては当該デリバティブの時価評価により対応されていると考えられる。

25. 次に市場リスクに関して、日本基準では債券の時価がおおむね 30%から 50%下落し

た場合には、市場金利の上昇によるものか、信用リスクの増大によるものか下落の理由を検討する必要があり、単に市場金利の上昇に起因する場合には回復可能性があり得る一方、信用リスクの増大に起因する場合には合理的な反証がない限り回復可能性はないと判断することとされている。そのため、この範囲の時価の下落に関しては、現行の日本基準も信用リスクの増大に着目して減損の判定を行っている点において不整合は生じないと考えられる。

26. 一方、時価が 50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、日本基準では市場金利の上昇によるものか、信用リスクの増大によるものかという下落の理由にかかわらず、減損処理を求めている。このため、この範囲の時価の下落に関して IFRS 第 9 号の減損モデルを適用した場合には、従来は考慮していた時価に反映されている信用リスク以外のリスクを考慮しないことになる。しかしながら、50%程度以上下落した場合、信用リスクの増大も生じていることが多いとも考えられ、その場合には予想信用損失を認識することになるため、実質的な問題としては大きくないと考えられる。

小括

27. 上述の分析を踏まえると、債券の減損については、時価が 50%程度以上下落した場合を除いて、日本基準は減損の見積りにおいて信用リスクの増大に着目しており、IFRS 第 9 号と比較して考え方としての不整合は大きく生じないと考えられる。また、時価が 50%程度以上下落した場合については、前項において分析したとおり、一般的にそのような場合には信用リスクの増大も生じていることが多いとも考えられることから、実質的な問題としては大きくないと考えられる。

（減損モデルの適用範囲）

28. 本資料第 18 項に記載のとおり金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等における金融商品の分類の枠組みを維持する場合、IFRS 第 9 号では公正価値測定となり減損モデルの適用範囲に含まれないが、今回開発している減損に関する会計基準では減損モデルの適用範囲に含まれる金融資産が存在することになると考えられる。

29. 例えば、特定の仕組債について、IFRS 第 9 号では SPPI 要件を満たさないとして金融資産全体として FVPL 処理となるのに対して、現行の日本基準における金融商品の分類の枠組みを維持する場合には組込デリバティブを区分処理したうえで、現物の金融資産はその他有価証券に分類される債券として減損モデルの適用対象となるケースが考えられる。

30. このようなケースは IFRS 第 9 号には存在しないカテゴリーとなるが、組込デリバティブを区分処理した後の残余は通常プレーンバニラな性質となると考えられるため、信用リスクに着目した IFRS 第 9 号の減損モデルを適用することについて不整合は生じないと考えられる。

31. また、その他の複合金融商品適用指針第 9 項により複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当期の損益として処理している場合、当該複合金融商品は IFRS 第 9 号と同様に減損モデルの適用範囲に含まれないため、IFRS 第 9 号の減損モデルを適用することについて不整合は生じないと考えられる。

（実務上の困難さ）

32. 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に対して、減損モデルを IFRS 第 9 号の信用リスクを考慮するモデルに変更する場合、実務上、次の課題が生じると考えられる。

(1) 本資料第 12 項のとおり、債券に関する減損の判定において信用リスクを考慮することは現行の金融商品実務指針においても定められているが、企業における債券の管理状況は異なることが考えられ、一律に信用リスクを考慮することを求める場合にそれらを管理するプロセスやデータが追加的に必要となる可能性がある。

(2) また、IFRS 第 9 号の一般的なアプローチによって予想信用損失の認識及び測定を行うこととなるため、ステップ 2 で審議した貸付金と同様のモデルを採用し、パラメータに関連するデータの整備が必要となる可能性がある。

33. ここで IFRS 第 9 号の一般的なアプローチでは SICR の判定を行う必要があるが、銀行等金融機関で実務上、市場価格等で管理し、厳密に信用リスク管理を個別に行っていない可能性のある債券（例えば、国債や米国債等）のうち、「投資適格」に格付けされることから信用リスクが低いとみなされる債券の場合は、SICR が生じていないと推定することができることから、それらの債券については、実務負担は大きいとまでは言えない可能性がある。

34. また、実務上、債券について信用リスク管理の枠組みで貸付金と同等の管理を行っている場合もあれば、外部格付け等の予想信用損失の認識及び測定に必要なデータを取得することができる債券もあることが考えられる。これらの債券については、ステップ 2 で議論した貸付金と同様の実務負担が生じるものの、内部又は取得したデータに基づいて予想信用損失の見積りが可能と考えられる。

35. これまでの分析により、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券について、IFRS 第 9 号の ECL モデルの適用対象とすることは必ずしも実務上の困難とまでは言えないと考える。

V. ASBJ 事務局の提案

36. 本資料第 13 項から第 35 項までの事務局の分析を踏まえると、本資料第 7 項から第 9 項に示した IFRS 第 9 号の減損に関する定めを取り入れることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント
本資料第 36 項の事務局の提案についてご意見を伺いたい。

以　上